住所　岐阜県大垣市南頬町４丁目86番地
　崔良鎬　昭和57年10月28日生
住所　大阪府東大阪市小阪２丁目２番25号
　金英子　昭和12年２月８日生
住所　大阪府東大阪市小阪２丁目２番９号
　金世勲　昭和44年12月３日生
住所　広島県福山市千田町３丁目14番22―102号
　朴浩英　昭和36年５月５日生
住所　島根県出雲市平野町501番地３
　金聖鐘　昭和52年６月９日生

○外務省告示第三十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第１項の規定により、平成二十二年１月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第１項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十二年１月二十八日

外務大臣　岡田　克也

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成22年１月12日	2007年２月８日	MS1522484

○外務省告示第三十四号

平成二十一年十二月十六日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成十三年九月十三日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった中部ルソン高速道路建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成二十二年十二月十七日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十二年１月二十八日

外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第三十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年１月二十八日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第一回	百二十九億九千三百五十九万円	百二十八億二千七百二十七万二千四十八円
〃	第三回	百十四億三千九百三万円	百十二億百九万八千百七十六円
〃	第五回	百三億五千三百七十八万円	百一億五千四百九十八万七千四百二十四円
〃	第七回	二百九十五億三千八百八十八万円	二百八十八億二千九百九十四万三千百八十六円
〃	第九回	三億六千百八十六万円	三億五千七百二十万六千三百六十一円
〃	第十一回	五億五千七百十七万円	五億五千四十四万二千九百六十円
〃	第十三回	三億七千九十万円	三億六千八百九十五万九千五百四十八円
〃	第十五回	二億三千八百四十七万円	二億三千八百二十一万四千九百四十円
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第十三回	二百八億八千六百四万円	二百七億五千三百九十四万九千七百四十二円
〃	第十五回	二百九十三億六千三百十八万円	二百九十一億七千七百四十八万二千七百三円
〃	第十七回	百十四億四千四百二万円	百十三億七千百六十四万四千九百七十五円
〃	第十九回	百十億七千六百二十一万円	百十億六百十五万二千五百八十二円
〃	第二十一回	五十六億二千五百三十六万円	五十五億八千九百七十八万五千七百三十三円
〃	第二十三回	四十五億三千百七十万円	四十五億二百五万九千七百三円
〃	第二十七回	一億九百三十六万円	一億九百三十三万七千六百九十四円
合計		千四百八十八億八千九百五十五万円	千四百七十億三千九百五十三万七千七百七十五円

○厚生労働省告示第三十二号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	氏名又は名称	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一三七	静岡県環境衛生科学研究所	静岡県静岡市葵区北安東四丁目二十七番二号	理化学試験	平成二十一年十月三十日

○厚生労働省告示第三十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人日本薬業貿易協会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十一年十一月九日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地又は住所を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭